

事 務 連 絡
平成 24 年 7 月 12 日

地域包括支援センター長

様

居宅介護支援事業所管理者

八王子市健康福祉部介護保険課長

短期入所サービスの届出に関する事務取扱について（通知）

平素より、本市の介護保険行政についてご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 38 号）及び「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成 18 年厚生省令第 37 号）において、利用者の心身の状況等を勘案して、特に必要と認められる場合を除き、保険給付対象となる短期入所サービスの利用は認定有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならぬとされています。

給付適正化の観点から、認定有効期間の半数を超える短期入所サービスの利用が予想される場合、別紙のとおり届出に関する事務取扱を定めましたので通知します。

なお、既に認定有効期間の半数を超えて短期入所サービスを利用している場合も、届出をお願いいたします。

送付書類（A4版3枚）

- 1) 認定有効期間の半数を超える短期入所サービスの利用について
- 2) 短期入所期間延長届出書
- 3) 短期入所期間延長届出書記入例

（担当）八王子市健康福祉部介護保険課 給付担当
電話：042(620)7416 FAX：042(620)7418